

## 独占禁止法基本問題懇談会（第24回）議事概要

平成19年2月7日

- 1 日時 平成19年2月2日（金）10：30～12：30
- 2 場所 内閣府 本府庁舎 5階 特別会議室
- 3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶応義塾大学名誉教授
委員	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
	角田 真理子	明治学院大学法学部助教授
	根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
	浜田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

（専門調査員） 川出 東京大学教授

（その他） 公正取引委員会 松山 経済取引局長

（事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府 次長、東出 参事官
- 4 議事次第
  - （1）開会
  - （2）その他の論点について
  - （3）閉会

## 5 その他の論点について

その他の論点について、資料1に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下のとおり。

### (1) 独占禁止法において消費者政策はどのように位置付けられるか

- ・ 課徴金として徴収された金銭を消費者に対する損害賠償等に活かし得る制度とすべきではないか。少なくとも、課徴金を納付した後消費者に損害賠償等を行う原資が違反事業者に残らない場合には、課徴金納付よりも消費者への損害賠償等が優先されるようにすべきではないか。
- ・ 課徴金で徴収した金銭の使途に関連し、米国の企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)では、公開会社会計監視委員会(PCAOB)が徴収した金銭を、公認会計士の育成のための奨学金等に使えることが規定されている。
- ・ 消費者に対する損害賠償を行った事業者に対し、その賠償額を課徴金額から控除する制度とすれば、消費者に対する自発的な損害賠償を促進することができるのではないか。
- ・ 独占禁止法違反抑止における私人の役割は、付随的なものなのではないか。私人が主として抑止を担うこととすると、私人が訴訟を起こすかどうか、どのような訴訟を起こすかどうかによって、違反事業者が不利益を被るかどうかが決まってしまう、違反を行った事業者の扱いが均等にならない。私人による訴訟ではなく、国の制度として独占禁止法の抑止力を考えていくべきであり、課徴金と民事訴訟の調整を行うことは無理がある。
- ・ 課徴金を消費者救済に活かし得る制度とすることについては、独占禁止法の被害者は、消費者に限られておらず事業者であることも多く、消費者救済を行うような仕組みをうまく構築できるのかという問題がある。行政が徴収した金銭を被害者救済に活かすといった制度は、日本ではあまり例がないのではないか。
- ・ 消費者が解約できる権利に関連し、ドイツでは競争法違反の契約を無効としている。
- ・ 民法の取消、無効に加え、解約できる権利を認めるということとなると、民法分野の大きな論点となるのではないか。

### (2) 民事訴訟はどうあるべきか

- ・ 団体訴権については、公正取引委員会でも別途検討が進められており、

その状況も注視すべきではないか。

- ・ 差止が命じられるのは、「著しい損害」が生じるおそれがある場合等に限られているが、不正競争防止法にはこのような要件はなく、「著しい」という要件は削除すべきではないか。違反があれば公正取引委員会は排除措置命令によって差し止めることができるので、同様の効果をもつ差止に要件を加重する意味はなく、また、削除しても濫訴の弊害はなく、この要件によってむしろハードルが高くなっている。
- ・ 差止請求権の対象を不公正な取引方法に限定する合理的な理由はない。私的独占やいわゆるカルテルの方が競争侵害の程度は強く、このような行為類型も対象とすべきではないか。
- ・ 私人による訴訟は、独占禁止法に関する公正取引委員会のエンフォースメントを補完する役割があり、重視すべきである。
- ・ 事前規制から事後救済へという流れから考えれば、「著しい」という損害の要件をなくし、事前に差し止められる範囲を拡大することは疑問である。また、「著しい」という損害要件があるから、濫訴が起こっていないとも言える。他の立法例をみると差止を安易に認めている例は少ない。事業者側から見れば、訴えられること自体がダメージということもある。
- ・ 独占禁止法に関する訴訟については、不正競争防止法の規定も踏まえ、資料4にあるような文書提出命令の特則や損害額の認定規定を設けるべきではないか。

### (3) 違反行為のあった法人の代表者に対する制裁はどうあるべきか

- ・ 英国に倣って、違反行為に関与した取締役等は、以後取締役になれないとする制度を導入してはどうか。
- ・ 刑事罰において、独占禁止法違反行為を行った法人の代表者を罰するという三罰規定がある中で、さらに取締役になれないといった制度を導入する必要性・緊急性があるのか疑問である。
- ・ 違反行為にどの程度関与した代表者を取締役になれないこととするのかを決めるのは困難なのではないか。
- ・ 独占禁止法違反を行ったことにより不利益を受けるべきなのは本来事業者なのであって、事業者のために行為を行った個人に対する制裁を強化することは、バランスを失っているのではないか。
- ・ 我が国では、不祥事を起こした企業の代表者は辞任する例が多く、取締

役になれないとまでする必要はないのではないか。

- ・ 事業者が行う独占禁止法違反は、組織的なものであり、担当者のみが罰せられるのは疑問であり、違反行為を犯すような企業文化を容認してきた上層部が責任を問われるべきではないか。
- ・ 基本的に故意を要件としている現行の三罰規定の要件を緩和し、法人の代表者に重過失があった場合に罰金を科すとする事は考えられる。自由刑まで科すことは他の犯罪に対する刑罰との均衡の観点から疑問である。
- ・ 現行の故意の要件が厳しすぎて三罰規定が適用できなかったケースがあるのならともかく、それが無い中で要件を緩和するのは疑問である。

#### (4) 公正取引委員会が行う警告の公表はどうあるべきか

公正取引委員会から資料7に基づき、警告の法的根拠・意義・手続・運用状況等について説明があった後、討議を行った。

- ・ 社名まで公表しなくとも、警告の意義は達成できると考えられる一方、社名が公表されることによって、法的措置と同じような報道がなされ、入札における指名停止を行う地方公共団体が出てくるといった弊害が生じている。
- ・ 消費者の被害を未然に防ぐ観点から警告は必要である。社名のない公表では、消費者保護の観点からは意味がない。消費者に利益があるのであれば、むしろ、それが公表されないというのはおかしいのではないか。
- ・ 警告という名称が付けられていることもあり、改正前の法的措置である勧告とどちらが重いのか、世の中に十分理解されていない状況がある。また、警告の対象となった行為について、行為者自身も身に覚えがあり、警告の公表に合意している事案は問題がないが、事業者が自らの適法性に自信があり法的措置が取られれば争いたいと考えている事案について、一方的に警告とされ公表されて、それを争う余地がないのはおかしいという受け止められ方があるのではないか。
- ・ 公正取引委員会のような公的機関が行った措置については、プライバシーの侵害等の問題が生じない限り、公表することが原則である。
- ・ 情報提供することによって社会に利益を与える手段としての公表はよいが、行政指導に従わないことに対する制裁的な効果をねらった公表は問題がある。
- ・ 「需要者へ情報提供を行うことにより、適切な商品選択等の利益を確保」

するという観点からは、公表により情報提供を行うことにより生じる利益と、事業者が被る不利益を比較衡量して判断することになるのではないか。

- ・ 行政指導一般の適切な救済手続については、行政不服審査法によって手当する方向で現在検討が進められているところである。警告の公表について、一定の要件の下に法定化することも考えられる。

(5) 公共調達における構造的な問題についてどう取り組むべきか

- ・ 違反行為に国や地方公共団体が関与した場合には、補助金の削減、発注停止、起債の制限といった当該地方公共団体等が不利益を被る仕組みが必要ではないか。
- ・ 公共調達に関する構造的な問題については、単に独占禁止法の問題としてではなくもっと広い観点から考えていく方向で動いており、この懇談会としては、懇談会としての問題意識を共有するという事ではないか。

(6) その他

排除措置命令の内容の在り方、課徴金算定における仮受消費税の扱い、欺まんの顧客誘引に対する景品表示法による対応、消費者取引を念頭においた優越的地位の濫用規制の運用等について意見が出された。

7 今後の予定

次回会合は、2月16日に行う。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)